

の進捗せざるを理由に九月十七日、自己と關係深き神田嘉次郎に下請負を變更したるに、同下請負人は人夫賃金を壹圓貳拾錢を壹圓拾錢に値下し且つ労働時間を毎日より時間以上延長したる爲従業員側では之を不許とし對策協議の結果十月七日次の如く待遇改善要求をなしたのである。

十、要求事項並に経過

従業員側では十月七日交渉委員を以て下請負人神田嘉次郎に對し次の要求をなした。

- 1、土工常備人夫賃金壹圓拾錢を壹圓貳拾錢に増額すること
  - 2、夜業に従事する者に對し夜食代を支給すること
- 然るに下請負人は言を左右にして之を容れず、其の態度

に憤慨したる飯場人夫日八拾名は一齊罷業をなすに至つたので、この従業員側の態度強硬なるに狼狽した下請負人は翌八日夕方従業員側と交渉の結果次の條件にて解決することとなつた。

十一、解決條件

- 1、容認 但し年少者及能率の上らざる者は壹圓貳拾錢迄増額す
- 2、トロ押一圓に對し貳錢宛増額す

以上